

区立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 事案の概要

令和4年（第3学年）5月ころから令和6年4月（第5学年）にかけ、学校や本人が通っていたサッカーチームの活動において、対象児童が、同級生より、叩かれる、体当たりをされる、蹴られる、暴言をかけられるなどし、令和6年1月に「心的外傷後ストレス障害」の診断を受けた。その後、令和6年5月、対象児童は、区外の学校へ転校した。

第2 調査組織及び調査期間

教育、法律、心理の分野からなる3名の委員で構成された第三者委員会方式にて調査を行った。

調査期間は令和6年7月24日から令和7年9月9日までである。

第3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象児童に対するいじめを行ったとされる関係児童の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

第4 事実経過を踏まえた検証

対象児童が訴えた行為について、事実関係等の調査を行った。

1 「いじめ」の有無

令和4年5月以降の、関係児童らによる対象児童に対する行為（発言を含む）は、当該行為により、対象児童が心理的に影響を受け、苦痛を感じていたことは明らかであり、同法にいう「いじめ」に該当するというべきである。

2 重大な被害の有無

対象児童において、少なくとも、いわゆる PTSD において見られるような症状が出ていたことは認められること、最終的に、対象児童がいじめを主訴とし、令和6年5月末に転校するに至ったことも合わせて考えると、心身に「重大な被害」（法28条1項1号）が生じているものとする。

3 「いじめ」と重大な被害との因果関係

一連の「いじめ」と、対象児童に PTSD において見られるような症状が見られるよ

うになったという心身の「重大な被害」（法 28 条 1 項 1 号）との間に因果関係が認められるというべきである。

第5 当該事案に係る学校の対応についての検討

当該事案に係る学校の取組については、次のような課題があったと考えられる。

1 第3学年時の学校の対応について

(1) 「いじめ」としての認知及び「組織的な対応」がなされなかったこと

担任個人による対応に終始した第3学年時の学校の対応は、法令等に照らして、不適切なものであった。

(2) いじめに係る情報が適切に記録化されていないこと

「いじめ」についての情報については、記録化されたものがほとんど存在しなかった（養護日誌、スクールカウンセラー活動記録を除く）。また、学校としても、記録化についての方針等を定めておらず、適切な記録化を教員に指示をしていなかった。

2 第4学年時以降の学校の対応について

(1) 1学期においては、情報共有と共通認識の保持に不十分なところがあったこと

第4学年1学期以降、複数の教職員による支援・対応策の検討など、学校が法令上求められる組織的対応に着手をしたことは認められるものの、少なくとも1学期においては、学年レベルでの情報共有と共通の認識を持つことの徹底という点において不十分なところがあった。

(2) 記録化が不十分であったこと

特別支援委員会や、職員会議についての議事録は存在したものの、いじめに対する組織的な対応の中心となるべき、いじめ対策委員会の記録がメモのみで議事録が作成されておらず、また指導記録も作成されていなかった。

(3) 重大事態としての認知のタイミングについて

不登校重大事態として扱わなかったとしても、法令等に照らして不適切であったとまでは言えないと考える。

第6 当該事案に係る学校設置者の対応についての検討

本事案における学校設置者の対応は、法令等に照らして、概ね適切な対応であったものと考えられる。

第7 再発防止策について

1 いじめの定義に準じた認知と、組織的な対応

法律上、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法2条）とされている。学校及び設置者において「いじめ」の認知においては、“いじめ”との申告の有無は関係がないこと、“お互い様”かどうかという点も関係がないことを意識した内容にて、改めて教職員に対して周知・認識させ、早期の「いじめ」の認知及びその後の組織的対応の徹底を期するべきである。

また、いじめ防止対策推進法や、基本的方針等においても、地域住民との連携や、いじめ防止についての取組みに地域住民の参加を図ることなどの規定も存することから、学校及び設置者として、積極的に保護者及び地域住民に対して、上記の点を意識した「いじめ」とは何かという点の周知・認識を求める取組みが行われるべきであり、それにより、集団全体での「いじめ」の早期認知、いじめを許容しない雰囲気形成を図るべきである。

2 いじめ認知時の対応についてのノウハウの共有

いじめが認知された段階でどのように対応をするかのノウハウを学校の教職員が共有しておかなければならない。

いじめが起きた時の対応については、事前に保護者会などで全体の保護者に伝えておくと、よりスムーズに対応ができるであろう。

3 いじめを許容しない雰囲気の形成の徹底

「観衆」や「傍観者」の立場の重要性も意識し、単なる当事者間の指導にとどまることなく、集団全体に「いじめを許容しない雰囲気」を形成することを意識した取組み、その徹底をする必要がある。

4 いじめ対策組織の定期的な開催の徹底

法令は、学校のいじめ対策組織（本校でいえば「いじめ対策委員会」）を「学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織」（基本的方針26ページ）とするほか、本校のいじめ防止基本方針においても「いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する」と定めている。

そのため、いじめに対する「実効的」な対応を「中核」となっていくためにも、個別の事案に対して臨時のいじめ対策委員会を開けばよい、とするのではなく「定期的に」いじめ対策委員会を開催し、その中で、個別のいじめについても定期的に議題とし、状況の進展に応じた「複数の目による状況の見立て」（基本的方針26ページ）と、事案に対する対処方針の策定、共有をすることが望ましいと言うべきである。

5 いじめに係る情報の記録化の充実

学校においてはいじめに係る情報の記録化のルール又はガイドラインの整備と、その内容についての教職員への指示、学校設置者においては当該ルール等の整備の援助や、記録化及びその管理の重要性について改めて周知するための取組みがなされるべきである。